

東京工業大学すずかけ台レンタルラボラトリー（仮称）運用方針（案）

本資料は、入札参加者がレンタルラボの運用イメージを把握し、本件事業における施設整備、維持管理業務の内容を適切に理解することを目的に作成されたものである。下記におけるレンタルラボの運用方針案は現段階での想定であり、確定した内容ではない点について留意すること。

1. 設立の趣旨

東京工業大学（以下「大学」という。）においては近年、国からの科学研究費補助金や民間からの資金提供による外部研究資金が増加傾向にある一方、これら外部研究資金を利用する実験・研究室が慢性的に不足する状況にある。そのため、外部研究資金の有効かつ効率的な活用場として、大学は東京工業大学すずかけ台レンタルラボラトリー（仮称）（以下「レンタルラボ」という。）を整備し、運営する。

また、大学の学内研究者との共同研究等を希望する、株式会社、有限会社、中間法人、特定非営利活動法人その他の民間事業者（以下、総称して「民間企業等」という。）についてもレンタルラボの利用を認めることで、限られた期間内で多様な研究プロジェクトを集約的に進める環境を提供し、学術研究の推進及び活性化に貢献することを期待する。

2. レンタルラボの概要

レンタルラボは下表のとおり整備することを予定している。レンタルラボ内の仕様等の詳細については要求水準書を参考にすること。

設置場所	J3棟 2～6階
賃貸面積	約 1,500 m ²
室面積・居室タイプ	実験・研究室タイプ 1単位 約 25 m ² （居室の間仕切りを取り除くことにより、複数単位の入居も可とする。）

3. 入居者の募集方法

(1) 募集の条件

(ア) 入居資格

レンタルラボの入居者は次のいずれかに該当する者とする。

- ① 国、独立行政法人又は特殊法人の支出する出資金、補助金等を獲得した大学の学内研究者
- ② 地方公共団体からの委託研究費または共同研究費を獲得した大学の学内研究者
- ③ 民間企業等からの委託研究費又は共同研究費を獲得した大学の学内研究者
- ④ 大学の研究資源・人的資源の活用を目的とした研究プロジェクトないし研究プロジェクトの立ち上げを計画する民間企業等
- ⑤ その他、大学が適当と認める大学の学内研究者

※大学における外部研究資金の獲得状況については「外部研究資金の受入実績データ」(要求水準書 参考資料 11) に示すとおりである。

(イ)入居期間

上記(ア)の入居資格を満たす期間内。研究プロジェクトが延長又は継続する場合は、入居の更新申請ができるものとする。

(ウ)賃料

大学から事業者及び大学の学内研究者への基準賃料(予定)：100,000円/単位・月(共益費を含む)

事業者から民間企業等への賃料：基準賃料を上限とする。

(エ)その他の経費

水道光熱費、電話代、通信費及び事業系一般廃棄物以外の廃棄物については入居者が実費を負担する。

また、入居者は退去の際に発生する居室の原状回復費用を負担する。

(オ)民間企業等の入居者における本件施設の利用

レンタルラボへの入居者のうち民間企業等についても、本件施設の研究者交流スペース等の共用スペースを無償で利用することができる。

(2)募集手続

(ア)入居者募集の基本方針

レンタルラボへの入居者募集は次に掲げる基本方針に基づき運用される。

- ① 学内研究者についてのレンタルラボへの入居者募集に係る運営は、大学の研究情報部が中心となって実施する。
- ② 民間企業等についてのレンタルラボへの入居者募集に係る運営は、事業者が中心となって実施する。

(イ)入居審査

大学は入居希望者が提出した入居申請書類を審査し、入居申請者の入居可否を決定する。なお、入居審査に際して、学内研究者の需要が多い場合は、事業者の入居者募集を通じて入居を希望する民間企業等よりも学内研究者の入居を優先する場合がある。

(ウ)募集時期

入居状況に応じて随時募集する。

(エ)民間企業等の入居に係る契約手続き

事業者の入居者獲得による民間企業等の入居に際しては、事業者が大学より当該居室を借り受け、これを民間企業等に転貸する。

レンタルラボの賃貸借契約は事業期間内を原則とする。ただし、大学が必要と認めた場合は事業終了時も引き続き大学から民間企業等に賃貸することがある。

(オ)募集手続きの流れ

大学は入居者に対して入居期間終了の3ヶ月前までに入居更新の有無を確認する。入居者が入居更新を申請しない場合、大学はその旨を事業者に通知するとともに、新規の入居者募集を開始する。

4. レンタルラボの運営に係る大学と事業者の業務分担

(1)大学が行う業務

- ① 大学の学内研究者を対象としたレンタルラボの入居者募集
- ② 入居申請者の入居審査
- ③ 入居・退去に係る事務手続き
- ④ 学内研究者及び事業者からの賃料及び経費等の請求・徴収事務

(2)事業者が行う業務

- ① 大学に対するレンタルラボの一括提供
- ② レンタルラボの受付業務（本件施設の受付業務として行う。）
- ③ 民間企業等に対するレンタルラボへの入居者募集業務
- ④ 民間企業等からの賃料及び経費等の請求・徴収事務